

## 平成28年第2回文化財保護審議会

日時：平成28年5月13日（金）午後6時45分～午後7時58分

場所：区役所第1庁舎5階庁議室

出席者：（委員）相澤委員、石野委員、稲木委員、内田委員、早乙女委員、重枝委員、外

池委員、藤原委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員

（欠席）服部委員

（事務局）工藤教育政策部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財

係長、村井民家園係長、大澤郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の検討状況について

「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」のプレイベントについて

平成27年度事業報告、平成28年度事業予定（文化財係、民家園係、郷土資料館）

午後 6 時43分開会

委員 平成28年度第 2 回世田谷区文化財保護審議会を開催する。

現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があればその際にお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたい。

本日は御多忙の中、御出席いただき感謝する。

平成28年度に入り最初の審議会になるが、4月の人事異動で事務局職員と教育政策部長がかわられたので、工藤部長から異動職員の紹介とあわせて一言いただきたい。

事務局 教育政策部長の工藤である。今後ともよろしくお願ひしたい。

本日は、大変お忙しい中お時間をいただき、審議会の開催に御協力いただき感謝する。御案内のように、今回は文化財保存活用基本方針を23区では初めて策定するという課題があるという引き継ぎを受けた。進めるに当たっては、有形無形のいろいろな文化財を、人材も含めてどう伝承していくのか、例えばICT等も使いながら保存していくということ、それから、必ずしも文化財に詳しくない方々にもわかりやすく文化財の価値を伝えていけるような活用の視点も大事になってくると聞いている。折しも2020年にオリンピック・パラリンピックを控えているので、グローバルの流れの中で国際的にも日本の文化を情報発信していければと考えている。いろいろ御示唆いただければ幸いである。

続いて、区側の人事異動があったので職員の紹介をさせていただく。

(事務局職員紹介)

委員 初めに、事務局より配付資料の確認をお願いする。

(配付資料確認)

委員 議題 2、平成28年度第 1 回審議会議事録承認である。既にこの議事録につ

いては各委員に送付しているが修正等はなかった。本議事録のとおり承認することによいか。

〔承認〕

委員 議題3、平成28年度議事録署名委員の指名であるが、今回の議事録署名は早乙女委員と外池委員にお願いする。

〔承認〕

委員 今回の審議会のメインのテーマが、議題4、「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」策定にあたっての考え方についてである。基本方針について、資料に基づき事務局より説明をお願いする。

事務局 資料に基づき説明する。A4とA3の「『（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針』の検討状況について」お聞きいただきたい。

まず、A4の資料について、1の「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の位置づけについて説明する。本基本方針策定に当たり、世田谷区基本計画を初めとして、世田谷区新実施計画、第2次教育ビジョンなど関連計画との整合を図りながら、歴史文化基本構想の一環として位置づけた上で策定を進める。

2の「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の期間は、平成29年度を初年度として平成38年度までの約10年間とする。5年程度で中間見直しを実施する予定である。

3の世田谷区の主な文化財施策の課題は、郷土資料館を核とした郷土学習のネットワークの充実、民家園の事業の充実と次大夫掘公園民家園の再整備、代官屋敷の保存活用の推進、地域の文化財の継承と伝統文化の担い手の育成、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした世田谷の歴史・文化の発信、将来の区史編纂に向けた取り組み、文化財の保存活用のための体制の整備、以上の7つを主な課題としている。

続いて、A3のほう、4の「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の全体像について説明する。文化財については、区の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、次世代へ継承していかななくてはならない。そこで、現状や課題を踏まえ、今後の文化財保存活用に関する基本理念及び基本方針を定めるものである。

構成イメージを見ると、本基本方針は基本理念を最上位の概念としている。その基本理念から各基本方針が導き出され、基本方針をもとに各種施策、取り組みを展開するというトップダウンの構成となっている。

基本理念の関係性イメージをご覧いただきたい。今回事務局で作成した基本理念のポイントは3つ、1つ目が文化財の保存、2つ目が文化財の活用、3つ目が行政と地域社会との連携という形で打ち出している。保存と活用を表裏一体で捉え、保存と活用の輪の中に地域住民の主体的活動を軸としている。

以上の構成を踏まえた上で、5の「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の基本理念（検討素材）を説明する。

基本理念（検討素材）をご覧いただきたい。文化財の保存は、それを取り巻く景観、自然環境が開発の中で失われることがないように、また、郷土「せたがや」を次代に継承できるよう適切な保存を行うことを目指す。文化財の活用は、文化財やそれを取り巻く景観、自然環境を次世代へ継承していくため、文化財やそれを取り巻く周辺環境を含め、地域と協働しながら住民による郷土への愛着の助成を図ることを目指す。保存と活用は一体的なものであるとの考えに基づき、保存と活用が文化財保護施策にとって両輪となるよう、双方に関係性を持った施策展開を目指す。文化財やそれを取り巻く景観・自然環境の保存及び活用については、行政等による専門的知識と住民を初めとする地域との協働による取り組みの双方が不可欠であることから、保

存及び活用の取り組みを支えるための行政と地域社会の連携による体制づくりを目指す。

また基本理念については、ある程度固まった段階で基本理念を一言で言いあらわせるようなタイトルをつけたいと考えている。

続いて、6「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」の基本方針(検討素材)は、基本方針1歴史・緑・風土等を広く捉えた一体的な保存を図る、2総合的把握のための調査を継続的に実施する、3地域住民が主体となった保存・活用への取組を推進する、4郷土を学べる場や機会の充実を図る、5世田谷の歴史・文化を効果的に発信する、6地域と行政が一体となった文化財保存・活用推進体制の構築の6つである。

資料の説明は以上である。

委員 事務局が説明したのは「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」の骨子になるが、委員の活発な御意見をいただきたい。

今後、具体的な施策として進めていく段取りはどうか。

事務局 基本理念や基本方針の柱立てについて御意見をいただき、9月には素案について区民にパブリックコメントを行いたいと考えている。その段階では、行政が取り組む施策のメニュー、主な取り組み事例も明らかにし、次回の素案に向けた議論の中では、具体的な事例を挙げながら御説明したい。

委員 来年度を初年度として、世田谷区が従前取り組んできたさまざまな文化財保護と活用と、今回新たに基本方針を策定することとのリンク、その辺の兼ね合いはどうなっているのか。

事務局 基本的には、今までの取り組みについても基本方針の中に改めて位置づけ直し、着実に取り組んでいく必要と考える。ただ、今までは指定登録による保存が基本的なスタイルであり、文化庁の歴史文化基本構想なども、まちづくりや地域おこしの活用、ほかの分野との連携も視野に入れてと書かれてい

る。今回、基本方針等で定めたものに基づき、他部署との連携や世田谷区が新たに取り組んでいくべきこと、例えばICTの活用なども取り組みのメニューに加えたいと考えている。

委員　　これまで個別の文化財については指定保存という形で保護を図ってきたが、今年度はどのような取り組みか。

事務局　　今まで、年度当初に指定候補を上げて御意見をいただいていたが、今年度は、基本方針に基づき新たな考え方で指定登録の考え方を整理し、登録指定外の文化財の考え方とも整合しながら考えたいので、今年度は新規の指定登録はせず、まずは考え方をしっかりまとめたいと思う。

委員　　今年度は、指定案件は上がってこないということか。

事務局　　今のところは予定していない。

委員　　緊急の場合は別か。

事務局　　そうである。

委員　　これは国の歴史文化基本構想に基づき策定されたと思うが、国では、指定文化財とともに未指定の文化財の保存も柱として上がっている。ここに書いてあるのはほとんど文化財という言葉で、1カ所、未指定の文化財を含めた保存の取り組みとある。今までは、文化財保護条例でも指定された文化財を守るというのが基本的な考え方だったと思う。今回は未指定の文化財と幅を広げたが、例えば現在、世田谷区に未指定の文化財の目録、リストはあるのか。

それから、文化財といったとき、人によって価値観念は違う。今までの文化財の歴史からいうと、指定というのは歴史的、芸術的価値がはっきりと高いものを指定していて、まだ価値はわからないが将来価値が出るかもしれないものも積極的に残していこうというのが未指定という考え方だと思う。その場合、未指定も含めた文化財はどういうものがあるのか、もの

がわからないと実際に保存しようとしたときにどれを保存したかわからない。世田谷区でも少しずつやっているようだが、文化財のリストをきちんとつくっておいたほうがいいと思う。

事務局 前回は触れたが、昭和60年代ぐらいから区の文化財の悉皆調査を1度かけている。世田谷区の社寺資料では、社寺建物や彫刻、絵画なども含めた調査をしており、近代建築も悉皆調査を1回行い、その後も追跡調査をして、平成10年ごろに残っているものをもう1度拾い上げている。また、石造物に関しても、石造物調査報告書というのでリスト化している。

ただ、調査段階が古く、その後、追跡調査が出来ているものと出来ないものがある。また、その際に漏れていたものもあると思うので、今あるデータをまとめてリスト化する作業を今後進めていきたい。また、新たな分野で、土木遺産等の十分調査できていない部分についても、この基本方針をもとに、年次計画を立てながらリスト化していくことが必要だと思う。

委員 抜けた分と新しく加わる文化財、その場合、景観というのはなかなか掴みにくい。景観は単に眺めではなく、有形文化財を取り巻く景観という考え方だと思うので、その辺もきちんとリストにして載せないと、実際に行政として保存しようとしたときに対象がわからなくなるので、きちんとしたリストを今後も充実してほしい。

事務局 景観については、世田谷区風景づくり条例の中で風景資産という形で幾つかピックアップしている。また、自然についても特別保護区などを設定しているので、今まで教育委員会でやってきた調査だけではなく、区全体の資源として他の部署とも連携し、世田谷区の文化財であるという考え方を広げ、世田谷自身の魅力にもなると思うので、区民に分かりやすくリストとして御提示できるようなものを考えたい。

委員 今年、1度関係部署が集まって会を開いてもらうのも必要かと思う。

事務局       この策定に当たり庁内で検討部会も設けており、策定後も協力して公園の所管との連携を今後も進めていく。

事務局       これまで積み上げてきたデータのメンテナンスをしていかなければいけないという課題の説明があった。そういった財を引き出しの中に入れておくだけでは使い方としては十分ではないので、区民にわかりやすい形で見せることで、その財の魅力や価値に気づいてもらう必要がある。区民が持つ文化財も非常に多いので、その財に気づいてもらうというプロセスをシステムチックにやっていく必要がある。大きな方針を定めた上で、リーディング事業の中でICT的な活用も含め、区民と一体となって、文化財と指定されたものだけでなくいいので、まず知ってもらった上で、これは価値があるので保存していこうというような機運を高めていくようなサイクルをうまく作っていきたい。それが1つの柱になる。

委員        悉皆調査を近代建築についてはやっているし、漏れたものもやっている。もう1つは、世田谷トラストが近代建築の調査をして1桁の件数まで出している。その情報は文化財係が知識として、データとして共有しているのか。

事務局       文化財係の中では共有している。

委員        要請はしていないが、私はそれを見たことがない。つまり、そういうのがあるのに、それをどうしようかという議論を今までしたことがない。それならば、かなり数が少なくなってきたので、これはまだ調査していない、写真も撮っていない、聞き取りもしていない等々、優先順位をつけられるはずである。そのデータを今後有効に活用する必要があると思う。

それから、例えば2020年のオリンピックに向ければ、建築の場合は50年たてば文化財となるので、1970年代ぐらいまで入ってくる。今トラストも力を入れ、稲葉先生の時代にやられたのは、あくまでも近代という範疇で、基本的に戦前という価値観があった。50年代、60年代というのはこれからではな

いか。そうなると、建築だけではないが、文化財というのは積み重なっていくので、少なくとも戦後のどの辺までやるかということも視野に入れておかないとどんどんなくなってしまう。では、どうするのかというのがあるので、リスト化が一番大事な作業ではないか。そのために各部会でどうするのかを具体化して、人材も育てなければいけない、スタッフも要る、大学としてどう協力するのかという話になったときに、仕事量や、かかる時間、そのための区の予算は立つのかとか、私としては、リストというのは一番大事な話なので、どこまできちんとできているのか、どこが未定なのかというのを、次回ぐらいにははっきりさせていただきたい。

事務局       どこまで具体性を持たせられるかは今の段階で約束できないが、確かに今まで区の近代建築のリストに載せてきたのは、おおむね戦前までの建物を中心としたものである。我々担当者としても、戦後、特に東京オリンピックぐらいまでの時期についてはそろそろ文化財の対象としても考えなければいけないだろうと。実際、国の登録文化財は戦後の建物についても登録しているところ、区内でもその動きがあるので、その辺をどう調査をかけていくのかは確かに課題と認識している。

建築に限らず、さまざまな視点から今後取り組むべき調査があると思うので、まず国指定のものも含めてきちんと把握するという方針を打ち出した中で、どれから手をつけていくのか、どういうものが足りないのか、また部会も含めて委員の御意見もいただき、今後10年を見据えた取り組みのスケジュールを定めていきたい。

未指定の文化財についても考えていくので、10年あったら10年間ずっとその調査に使うのではなく、なるべく早い段階でどういう調査を行わなければいけないのかをメニュー化して、それに向けて予算を獲得するように動きたいと思っている。ただ、今そのメニューをお出しできる状態ではないので抽

象的なお答えになってしまうが、願います。

委員 基本理念を拝見し、文化財の保存と活用ということで表裏一体で進めていくのは大変いいと思うが、「文化財の活用は、文化財やそれをとりまく景観・自然環境」云々かんぬんとあり、基本方針3にも「文化財（建築物、埋蔵文化財等）やそれをとりまく景観・自然環境」とあって、歴史資料、文書の類とかはどこへ行ってしまうのか。それから、さまざまな典籍についての活用はどういう形で考えていくのか。

もう1つ、未指定のものは、世田谷の各家に埋もれているものもあり、今、戦前から戦後にかけて活躍された方たちが代がわりしていくところで、下手をすると文書の類などもどんどん市場に流出していく。これから先、保存と活用を考えたときに、歴史資料の活用はどういう切り口でやっていくのか。例えば区史編纂のところにデジタル化とあるが、デジタルアーカイブを公開していく形での活用もあるし、そうすることで原本の保存、要するに原本の代替資料をうまく活用することで保存していくことになるし、公開されることによって、未指定のものを持っている人たちからの新しい情報収集にもつながってくる。そういう形でしていかないと、ここにあるように、「文化財（建築物、埋蔵文化財等）」という形での周辺環境との、まさに見えるところで進められる部分もあると思うが、今、見えてこない部分や個人の中に埋もれてしまうものも含めて、活用と保存についてもきちんと表現してもらえるといいと思うが、いかがか。

事務局 文書資料については、指定されていないものも含めて多くは郷土資料館で保管している。37年から区史編纂を行って、51年に近現代史を出し、まだ何カ村が見つからないものもあるが、第3期の区史編纂事業までの間にかなり地方文書については把握している。中には古い建物解体時に一緒に見つかり、新たに郷土資料館に寄贈を受けたものもここ数年で何件かあるので、そ

れを新たに掘り起こしていく。今、資料館で把握していないものの掘り起しも、新たに区史編纂を検討していく中で取り組んでいきたい。

また、デジタル化については、活字の翻刻本は郷土資料館でもよく出しているが、今まで区として取り組んでこられなかったところなので、デジタルミュージアムのようなほかの自治体の取り組み事例も参考にしながら、より原本に近いものに触れる機会をふやしていく。実物にというのは難しいと思うが、デジタル化の作業は検討していきたい。その中で、いろいろな形の活用も考えられるのではないか。

委員 地方などはずっとやってきたのを存じ上げているが、これから先、近代あるいは近現代に近いところの資料、特に戦時中の資料というのはごみとかわれてしまうので、そんなことはないのだという形でやっていかないと、前の調査は、地方というのでわかるように近世以前のものが中心で明治ぐらいがせいぜいだと思うので、それより後の資料収集をやらないわけにはいかない気がする。これは膨大な量になってくる可能性もあるが、その辺も含めて基本理念の中に盛り込めるものであれば、表現は難しいがやってもらえればと思う。

事務局 確かに明治の戸長役場ぐらいまでのものは公式の文書として引き継がれたものがあつたが、それ以降になると非常にプライベートな資料となるので、それを公的な機関でどう取り組んでいくかは、現代史の分野として資料をどう扱うのかを含めて、我々も勉強しながら検討していく課題である。

委員 今のお話しを受け継いで、前回から文献資料のことが気になっている。我々の感覚から言うと、世田谷の場合は、郷土資料館が博物館であつて非常に充実している。ある時期、相当努力して保存されて、目録や資料集も出されて、専門家でさえ活用するには骨が要するようなものをきちんと出しているが、近現代史となると現用文書とか、要するに文書館としての機能をどれだ

け果たせるかが問題である。郷土資料館ではないのでここでは話しにくいのかもかもしれないが、例えば区でやっている昭和20年代のものがどのように公開されているか実態をよく知らないが、実はそれとつながってくる。

若い頃世田谷区で教育史をやっていたが、歴史の古い小学校がたくさんあり、そこには明治以来の学校日誌その他が山のように眠っている。森安彦先生と連れ立って、やはり相当なものがあると思ったが、そういったものを保管しているところがありながら、ここだけ見ると、せっかくやってきたことがうまく表現されていない。郷土資料館の内容そのものについてもっとPRすべきだし、やってきたことを正確に外に伝えるべきと思う。

もう1つは、前回、人間の養成という話があった。今、郷土資料館の話をしたが、人材活用については、6に専門職員の養成と書いてあるが、ここは大変大事だというのは前回の結論の一部だと思う。3年とか5年の任期でかわってしまうのではなく、どうやって今ある区のシステムに乗せていくかということ。それから、副読本。生まれ育ったところでどれだけ郷土のことに慣れ親しんできたかは柱だと思うので、それが一体となって常にバージョンアップを重ねていくような体制を考えると、当然将来の区史編纂の構想も出てくる。その辺がきれいに区分されてしまって、問題点として指摘されるべきところがうまく表に出てきていないのかと思う。

5の基本理念の5つ目の丸、「行政等による専門的知識と住民をはじめとする地域との協働」の前提の1つは専門的職員の育成、そのプロセスでは大学等々との協働、私の勤め先も世田谷区内なので協力させていただきたいと思うが、その辺をうまくアピールしていく。それから情報公開と、区がやってきた名主文書との連携がうまくつながってくると区民にもわかりやすくなるのではないか。

事務局 世田谷区の教育委員会で、「せたがやの教育」という色刷りの広報紙を年

度末に出した中に、学校には昔の書や歴史的遺産が残っているというアナウンスをさせていただいた。事実そういったものがたくさんあるということを示し、少しでも多くの区民に知っていただく取り組みもしている。

古文書の話があったが、古文書が読み解ける人がいるうちに読み解いていく必要があるという話を担当からも聞いており、ここにも人材バンクみたいなことを書いているが、いろんなレベル感はあるが、極めて専門性の高い方、あるいはボランティア的に地域に根差した活動をされている方、さまざまな切り口で人材をある程度つないでいくような仕組みについても何らかの形がとれないか。最終的に計画をつくるだけではなくて、具体的な取り組みというリーディング事業の中にアウトプットしていくための計画にしていきたい。

委員 　　ぜひよろしく願います。

委員 　　今、世田谷区の社寺資料の話が出たが、絵画編、彫刻編などは私が郷土資料館にいた頃に作ったもので、あの当時の調査としてはかなり完璧な奈良や京都の重要文化財や国宝に対してやるような調査を行った。だから、あの調査は今でも完璧に使えるものだと思う。

もう1つは、石造物の調査で、あの調査は、恐らく無くなってしまうというものを想定して全部拓本を取っていて、全部郷土資料館にあると思う。文字のあるところは、石仏などは全部取っている。あの頃は予算も潤沢だったので、それだけ人もたくさん動員が出来たということもある。余り公開されることはないが、そういう完璧な資料は郷土資料館と提携してやればあると思う。

絵画、彫刻資料はまだお寺にあると思うが、一番心配なのは石造物である。基本方針3に出ているが、きちんと要点を踏まえていて、我々が拓本をとって回ったとき、喜多見などは田園地帯が広がって本当に気持ちのいいと

ころであったが、今は田園や土がほとんどないので、あの辺にあった石仏は今も残っているのか考えることがある。もう30数年前の話で、これだけ都市化が進んでしまうとなくなっている可能性もあるで、1度全部それがあるかどうか、もう1つは、例えばお寺などにも当時絵画などで抜けているものがあるかもしれないので、国でちょうどこういう計画をされるのであれば、もう1度本腰を入れてやられたらと思う。

ただ、これは大変なことで、石造物などをやったときは、我々も最初、地域のボランティアの方に全部所在調査をしてもらい、それをもとに今度は我々が行って全部銘文を書き起こして、写真を撮ってということ行って、ボランティアが全てできるというわけではないが、ボランティアや地元の方々とうまく提携して、なるべく効率よくやっていくという方針を立てられるといいのではないかな。

事務局 石造物は、当時の調査報告書の中に載っているものでも、土地の相続で売却しなければいけないので引き取ってもらえないかという相談が来るということで、失われているものもかなり増えて着ている。ただ、地域の方々が清掃を行ったり、そういった形で残っているものもある。これからまた町が大きく変わったり「相続の際にどうしても維持できないという問題が出てくるので、そういったものを地域の人たちがなるべく残しやすいような手助けを区のほうでできないかを今後も引き続き検討していきたいし、なくなってしまってもう戻ってこないで、地域の皆様の力で残していけるような支援も考えていきたいと思う。

委員 家を建てる時に場所をちょっと移動したということも結構あると思うが、そういう情報は地元の方が一番よく知っているのだから、聞き取り調査みたいなことも非常に大事になると思う。

事務局 石野委員、民具関係はどうか。

委員 民具もそうであるが、私は文化財レスキューを経験している立場からお話しさせていただく。この世田谷区文化保存活用基本方針の中に、危機的な状況の中でどのように保存していくかという言葉が1つもなく、熊本も来ないと思っていたけれど、皆さん大変なことになっている。しかし、このときとばかりみんな捨てていくので、そのときになってしまっただけでは動きようがない。今どこにどういう文化財が残っているか、どの家がどういうものをお持ちかという基本的なリストを教育委員会がきちっと把握しているかどうかでかなり損失を防ぐことが出来ることが分かって来ている。そのために始めている地方もあり、こういうことを始めれば地元の皆さんも文化財を気にしてくださるようになるので、例えば世田谷が被災したとき、自分たちの文化財を守らなければという気持ちができると思うので、博物館の資料だけが文化財ではないので、この中に危機的なときにどうするかということも一言入れていただきたいと思う。

事務局 熊本の方も被災して、過去の文書等を一生懸命救済していると報道ではやっていた。その価値に気づいていなければそういったときは捨てられてしまうので、まず知ってもらうことは重要である。

委員 皆さんの考えられていることと一緒にかもしれないが、A4資料の3、世田谷区の主な文化財施策の課題というところをうまくまとめながら6ができ上がっているとは思いますが、現状がどうなっているかと、その中における課題が不明快になったままこちら側に移行している。つまり、住民に対して何を新しくやろうとしているのかがこの文章の中にはほとんど出てこなくて、複合的保存というのが出てくるだけである。世田谷が新しく基本活用方針をつくるときに、世田谷区が何をしたいのか、他の区が真似が出来るようなものを出していかなければいけない。

これだと、ほぼ現状にある世田谷区のものを文章化しているにすぎないの

ではないかと言われる可能性もあるので、何が新しいのか、何が課題になっているのかを明快にしながら、どのようにそれをアピールしていくかが基本方針になっていくと思う。これは郷土資料館、これは民家園と見えてしまうと、複合的保存というほかのところとの関連だけで新しい基本構想ができていると誤解されなくもないから、その部分の課題にどういう意味を持たせているのかを明快にしていかないと、基本理念は結局同じようなことを書くしかなくなるのではないか。現状、追加でやらなければいけない部分もあるがここまで出来ている、そのためにこういうリンクが必要だという現状と課題をもう少し明快にすると、世田谷はここまで来ていて、後このステップが必要だということが、一般市民に伝えられるのではないか。

委員           基本方針 1 から 6 までに軽重はないと思うが、果たして基本方針 6 の体制整備が一番最後でいいのか、情報発信が一番最後ではないかとか、こういう検討をされた方が良い。瑣末で申しわけないが、基本方針 2 の「文化財をとりまく景観、自然環境の保護のための自然環境の調査」と「自然環境」が 2 回出てくるとか、基本方針 3 の 2 番目「地域住民による保存活動に対する行政」とはどういう意味か。

事務局           地域住民の保存活動に対しての行政なり、地域団体からの支援ということである。

委員           「対する行政」が取り組みを支援。こういうところになぜ行政という言葉なのか。どういうときに使うのか、使わないのかがよくわからない。基本方針 3 の一番最後のほうに「次世代の継承」、基本方針 4 の最後にも「世田谷の文化財の継承」があるが、その継承に違いはあるのかとか、もう少し文言を精査されたほうが良いと思う。

基本方針 5 の「外国向けの文化体験」とは何か。

事務局           「外国人」の間違いである。

委員 外国人向けの文化体験。では、外国向けの情報発信はしない。情報発信するために、英語、中国語、韓国語、朝鮮語で何かやるのかと思ったが、そういう意味ではないということか。

事務局 そこは考えている。今、日本語のコンテンツしか我々も持っていないので、外国人に向けての多言語化というのは意識している。ただ、明確に外国に向けて発信するというより、恐らく日本にいらっしゃっている方ということである。

委員 基本方針4の3番目、「子どもへの文化財等を通じた郷土の歴史・文化の理解」で、「子どもへの」はどこにかかるのかとか、読んでいらつく文書が多いので、こういうところに出すのであればもう少し精査していただきたい。基本方針の順番も、体制整備が最後というのもおかしいと思うので、もう少し検討されたほうがいい。

住民が主体となった保存活用への取り組みを推進するとあるが、今、住民が主体となっている団体はあるのか。

事務局 無形民俗については、住民の方が中心でさまざまな保存に取り組んでいる。祭礼等についても、神社という法人ではなく地域の人たちが支えているものは多くあるので、今までは奨励金や補助金ということで器具や日常のメンテナンスの支援だけであったが、後継者の育成みたいなのところも、今後は行政としてもきちんと取り組んでいかなければいけないという意味合いで載せている。

委員 特に建築物や埋蔵文化に対して保存活動をしている団体があるわけではないのか。

事務局 保存活動まではやっていないが、例えば文化創造塾のボランティア養成講座の卒業生が代官屋敷の清掃活動をしたり、いろいろな見学の際のお手伝いをしていただいている。

委員 基本的にはボランティア団体か。

事務局 そうである。そういうところが主体でというのはまだないが、行く行くは出てくるかと。また、今、空き家活用で古い民家、近代建築などを地域の活動の場として利用しているところもあるので、そういった建物を維持していくためのアドバイスなども行政側からの支援メニューとして考えられると思う。

委員 了解した。

委員 こういう基本方針が出る際に、他の市の例だかなるほどと思ったことがある。区のイメージやメッセージ、世田谷区はどういうスローガンを持っているのか。例えば相模原市だと、「人・自然・産業が共生する 活力ある さがみはら」、「潤水都市さがみはら」とか、テーマを掲げながら、それに有機的にいろいろな施策がついてくる。

そういう場合に、我々の美術館構想にかかったときに、全くそういうことを抜きにして美術館構想をしても、その市にとって果たしてうまくリンクするのかということで、議論をしていると、そういう意味もあるとか、文化財だけで論じることになると本当に細かい話にもなる。例えば最初に挙がっているフィールドミュージアム1つとっても、全体をミュージアムに捉えようというのはすごく大きな事業である。

もっと全体感として、区の1つの指針というか、近郊農村としての区のありよう、これから区として進んでいくところがあると思うが、そういうところにうまくつながって、歴史と未来という形でのつながりとか、こういう構想を経験するとそういう発想になると思うが、その辺はどうなのか。

事務局 世田谷区の基本構想が計画の一番根っこにある。例えば世田谷区だと、住民参加、住民とともに地域に根差した地域行政という視点があり、みどりのみずの世田谷、住宅都市世田谷というような言葉が出てくる。今、私がお話

ししたことは、この計画にも当然かかわってくる。地域の方々とともに、緑と水が豊かな景観とともに、住宅都市ならではの文化財を保全しながらという視点、教育領域としては教育ビジョンとのつながり、ここにも世田谷区みどりみずの基本計画等々いろいろ書いてあるが、全部つながってくると思うので、まず計画の冒頭でその内容についてはしっかり示していきたい。

先ほどの御質問で、確かに文言の整理はまだできていなくて、1つ前の現状と課題の明確化もあった。今回、区としては初めての基本方針、23区でも初めてであり、全体を網羅性を持って計画化しなければいけない性質があるのは事実である。ただ、その中で現状認識と課題の整理が埋没してしまうと論点が見えないというのは御指摘のとおりなので、整理のプロセスの中で詰めていきたい。

委員

委員の御意見が出そろっているのので、それを勘案しながら具体策をどうしていくかが問題で、そのときは各委員が持っている分野に従って、どういうことが政策に反映していくかを詰めていけばいいのではないかと。いつまでも全体像を言っているわけにはいかないのだから、その辺はこれから事務局で、10年間という計画スパンのようだが、最初にしっかりやっておかないと後々何も具体性がないまま終わってしまうので、全体的に世田谷区の基本計画、新実施計画も策定されて、その一環でやっていると思うが、ぜひ文化財の保存活用を積極的に推し進めていただきたい。

今日は、いろいろな意見をいただいたので、これを参考にしながら次回に繋げていきたいと思う。

それでは、検討状況についての意見を事務局にまとめていただき、次回の素案に反映させていただきたい。お願いします。

残った時間で、事務局から、平成27年度の事業報告並びに28年度の事業計画の御説明をお願いします。

事務局 配付資料に沿って説明する。

資料 1、平成27年度の事業報告である。1枚目が文化財係、2枚目が民家園係、3枚目が郷土資料館の実績である。詳細は後ほどご覧いただきたい。

資料 2、平成28年度の事業計画である。資料 1と同様に、1枚目が文化財係の事業計画である。今年も旧清水邸で抹茶の呈茶サービスを行ったり、それから文化創造塾をまた実施したいということ、本年、世田谷の野毛大塚の出土品が、3月に文化審議会での国の重要文化財に指定する旨の諮問を受け、夏に正式に決定されるが、それを受けたシンポジウム等を実施する予定というスケジュールである。2枚目の民家園係は、さまざまな民家園での行事予定である。郷土資料館についても、引き続き歴史講座や親子教室等を実施する予定である。

資料 3 は、（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針のイベントについて、来年3月に向けて、1年かけて方針の策定を進めていくが、それにあわせて、文化創造塾等を含めてイベントという位置づけでいろいろな形でPRも打っていきたい。今回、11月9日に、前文化庁長官の青柳正規さんを講師として迎え、文化財の御講演をいただくのが大きなイベントとして予定されている。それ以外に、パブリックコメントや野毛大塚古墳の国重要文化財指定に伴うシンポジウム、特別展、右上には、今年、奥沢神社の大蛇のお練り行事が、区の指定から東京都指定にある意味格上げになり、その特別展を実施したり、学校では、例年行っている郷土歴史文化特別授業を実施していく中で、小学生からは非常に貴重な授業であるというアンケートをいただいて実績を出している。

その他では、川崎と川を挟んで近隣、地名が幾つかかわっているということで、昨年度から世田谷の住民も川崎市で行っている地名塾の講座に10人ぐらい応募し、参加してかわりを持っている。それと、文化創造塾を今年

も実施していく予定で、ここにいる委員の中にも講師をお願いしている。

最後に、ピンクの「民家園のこよみ」という資料には、さまざまな年間行事予定が入っているので、後で御参考にいただきたい。

委員 今、27年度事業実施結果と、本年度行う、特に保存活用基本方針に伴うブレイVENTとして盛りだくさんの企画があるようだが、委員から御質問等はあるか。

委員 2つ聞きたい。1つは、妙壽寺の客殿の破損状況調査と、今年に復元というので、どういうものかという説明は前にあったか。

事務局 これから具体的などころをやっていく。昨年、妙壽寺の客殿については傷みが激しいということで調査をかけている。所有者とお話しして、今年度補助事業で修理を入れようと考えているが、今、詳細を詰めているところである。また詳しい内容が出たところできちんと御報告させていただく。事前に建築のお2人の委員には、修理方針などについても御相談させていただきたい。

委員 2つ目、野毛大塚が国指定の重文になるというのは非常に喜ばしい。その展覧会が10月25日から12月4日になっているが、野毛古墳まつりが10月16日で展覧会の前である。それから、遺跡調査発表会が、A4だと12月17日、A3だと12月10日で、日にちが1週間違うが、展覧会が12月4日で終わっている。展覧会の期間中にできるといいと思うが、そういう調整、あるいは展覧会を延ばすことは可能か。

事務局 遺跡調査の発表会は、行政で個人住宅や原因者負担でやっている遺跡の発表会なので、直接野毛とは絡まない。実はボロ市が12月15日にあってなかなか調整がつかないために特別展の日が少しずれている。

委員 せめて古墳まつりに来たお客さんに展覧会を見てもらいたい。

事務局 古墳まつりは、野毛の現地でやるが、小さい子どもを対象にしているの

で、その際にリーフレット等を配り、10月後半に上町の郷土資料館でという御案内はさせていただきたい。地元町会との日程調整がなかなかつかないが、シンポジウムは特別展が始まった次の土曜日に企画しているので、その際には現地の見学もできるような形を考えたい。

委員 他に何かこの場で御質問、御意見等はあるか。

事務局 保護審議会の案件とは別だが、今年度の文化創造塾の日程調整について、今回の文審の先生方、OBの先生方にも日程調整を送らせていただき、御協力いただき感謝する。今年度もここにいる先生の何人かに御協力いただき、実施する予定である。また詳細については担当から送らせていただく。非常に人気の講座で、2倍以上の倍率で残念な方もいるということである。

次回の開催は7月を予定しているが、参議院選挙があり、その前後はこの会議室を含めいろいろところで制約が出てくるので、後日改めて担当から日程調整のアンケートを送らせていただく。大学も夏休み前で、試験もある時期かと思うので、調整させていただき、なるべく多くの先生方がいらっしゃる時に開催したいと思うので御協力をお願いする。

委員 時間的にはまた夜で、こういう形か。

事務局 そうである。

委員 創造塾の方は、講座は埋まったのか。

事務局 予定していた8講座は埋まった。

委員 先程話があったが、みんな熱心にお聞きになっている。あそこでまたやるのか。

事務局 教育センターで行う。

委員 良い企画で、文化創造塾という名前はともかくとして、行政のほうでしっかりやることになったので、これも含めて地域住民に還元されるような形で引き続きやっていただきたい。先生方もよろしく御協力いただきたい。

以上で、平成28年度第2回世田谷区文化財保護審議会を終了する。

午後7時58分閉会